

亀山市告示第29号

亀山市地区コミュニティ活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地区コミュニティ活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地区コミュニティ活動費補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

第6条の次に次の1条を加える。

（見直し）

第7条 市長は、平成29年3月31日までの間に、地区コミュニティ組織の活動状況等に著しい変化があった場合は、補助金の見直しを行うものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。